

岬町不良空家等除却工事補助金交付要綱

制 定 平成31年 4 月 1 日
最終改正 令和 6 年 3 月 2 9 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、居住環境の整備改善及び地域の活性化に資するため、町内で適正に管理されずに放置された不良空家又は空き建築物の所有者等が自ら実施する除却に要する経費について、予算の範囲内において岬町不良空家等除却工事補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付に関しては岬町補助金等交付規則（平成5年岬町規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不良空家 町内に所在する住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅であって、第5条第1項の規定による申請をする日において現に利用されていない又はそれと同様の状態にある建築物をいう。ただし、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）の規定に基づく命令を受けた建築物を除く。
- (2) 空き建築物 町内に所在する前号の不良空家以外であって、第6条第1項の規定による申請をする日において現に利用されていない又はそれと同様の状態で今後も従来の用に供される見込みがない建築物をいう。ただし、空家法の規定に基づく命令を受けた建築物を除く。
- (3) 除却 建築物の全部又は町長が適当と認める部分の除却（残存する部分に係る復旧及び修繕を除く。除却により発生する廃棄物の運搬及び処分を含む。）をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下、「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 不良空家若しくは空き建築物の所有権を有している者又は当該不良空家若しくは空き建築物の敷地の所有者で、除却について関係者の同意を得ている者。ただし、法人その他の団体を除く。
- (2) この要綱の規定に基づく補助金の交付を受けようとする不良空家又は空き建築物の除却に関して、他の補助金を受けていない者。
- (3) 本町が賦課する税及び税外収入金を滞納していない者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係である団体でないもの。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱に基づく補助金の交付を受けた者であって補助金の交付の日以後における最初の3月31日を経過しない者は除く。

(交付対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下、「交付対象事業」という。）は、次の各号

のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 不良空家にあつては、不良空家であることにつき町長の認定を受けたもの(以下「認定不良空家」という。)及び空き建築物にあつては、その除却が完了した日から3年以内かつ岬町が定める時期までに跡地利用に着手するものとし、その跡地が地域活性化のための計画的利用に10年間供されるものとして町長の認定を受けたもの(以下「認定空き建築物」という。)を除却するものであること。
- (2) 本町の区域内に本店若しくは支店を置く法人又は本町の住民基本台帳に登録のある者が請け負うものであること。
- (3) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可(同法別表第1の下欄に掲げる建設業のうち土木工事業、建築工事業、とび・土木工事業又は解体工事業に係る許可に限る。)を受けたもの又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の登録を受けたものが請け負うものであること。

(不良空家の認定)

第5条 前条第1号の不良空家の認定を受けようとする者は、町長に対し、不良空家認定申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 現況図(付近見取図、配置図、平面図等)
 - (2) 現況写真(外観の写真及び周辺との関係がわかるもの)
 - (3) 申請に係る建築物が現に利用されていない又はそれと同様の状態にあることを明らかにする書類
 - (4) 申請に係る建築物及びその敷地に町の職員が立ち入ることについて、これらの所有者が同意していることを明らかにする書類
 - (5) 申請に係る建築物の所有者を明らかにすることができる書類
 - (6) 申請に係る建築物の敷地の所有者を明らかにすることができる書類
- 2 町長は、当該申請に係る建築物が第2条第1号に適合すると認めるときは、第4条第1号の認定をするものとする。この場合において、町長は、不良空家認定通知書(様式第2号)により当該申請をした者に通知する。
- 3 町長は、第1項の規定による申請をした者が当該申請に係る建築物を故意に損壊させたとき、同項の認定をしないものとする。

(空き建築物除却後跡地利用の認定)

第6条 第4条第1号の空き建築物の除却後の跡地が地域活性化のための計画的利用に10年間供されるものとして町長の認定を受けようとする者は、町長に対し、空き建築物除却後跡地利用認定申請書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 現況図(付近見取図、配置図、平面図等)
- (2) 跡地利用計画図(配置図、平面図等)
- (3) 現況写真(外観の写真及び周辺との関係がわかるもの)
- (4) 申請に係る建築物が現に利用されていない又はそれと同様の状態にあることを明らかにする書類
- (5) 申請に係る建築物及びその敷地に町の職員が立ち入ることについて、これらの所有

者が同意していることを明らかにする書類

- (6) 申請に係る建築物の所有者を明らかにすることができる書類
- (7) 申請に係る建築物の敷地の所有者を明らかにすることができる書類
- (8) 申請に係る建築物の敷地の所有者が、跡地利用について第三者に貸与する場合は、無償で貸与すること並びに維持管理及び跡地の地域活性化のための計画的利用等について同意していることを明らかにする書類

2 町長は、当該申請に係る建築物が第2条第2号に適合すると認めるときは、第4条第1号の認定をするものとする。この場合において、町長は、空き建築物除却後跡地利用認定書（様式第4号）により当該申請をした者に通知する。

（補助金等の額）

第7条 補助金の交付対象となる経費は、交付対象者が行う交付対象事業に要する費用とし、補助金の額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額に10分の8を乗じて得た額（その金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、500,000円を限度とする。

- (1) 交付対象事業に要する費用
- (2) 交付申請を行おうとする年度における国土交通大臣が定める標準除却費のうち除却工事費

（交付の申請及び申請の時期）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、事業の着手日が属する年度の12月15日（12月15日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日又は土曜日（以下「休日等」という。）にあたるときは、その翌日以降の休日等でない直近の日）までに岬町不良空家等除却工事補助金交付申請書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 同意書（様式第6号）
- (2) 誓約書（様式第7号）
- (3) 不良空家認定通知書又は空き建築物除却後跡地利用認定書
- (4) 工事の内容がわかる図書（配置図、平面図等）
- (5) 工事見積明細書の写し（施工業者から交付対象者に発行されたもので、交付対象事業に要する費用がわかるもの）
- (6) 施工業者の許可証等の写し（建設業法第3条第1項に規定する建設業の許可証又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項に規定する解体工事業者の登録証のいずれか。）
- (7) 代理者が申請する場合は、委任状
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第9条 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、岬町不良空家等除却工事補助金交付決定通知書（様式第8号）により、適当でないと認めるときは、岬町不良空家等除却工事補助金不交付決定通知書（様式第9号）により、申請者に通知するものとする。

（申請の取下期日）

第10条 規則第7条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を

受領した日から起算して15日以内とする。

(軽微な変更)

第11条 軽微な変更は、内容の著しい変更を伴うもの以外の変更で交付金の額に変更を生じないものとする。

(実績報告)

第12条 交付対象者は、規則第12条の規定による実績報告については、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は交付の決定の日が属する年度の3月15日(3月15日が休日等にあたるときは、その翌日以降の休日等でない直近の日)のいずれか早い日までに補助事業実績報告書(規則様式第4号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 領収書の写しその他補助金の交付の対象となる経費の支出を証明する書類
- (3) 工事写真(工事完了、解体状況及び分別状況がわかるもの)
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の3の規定に基づく産業廃棄物管理票(マニフェスト制度)の使用が義務付けられる産業廃棄物を排出した場合は、その写し

(補助金等の額の確定等)

第13条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合において、規則に定めるところにより交付すべき補助金の額を確定し、補助金等確定通知書(規則様式第5号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第14条 前条の規定により補助金等額確定通知を受けた者は、速やかに補助金等交付請求書(規則様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第15条 町長は、前条の規定により補助金の交付の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(財産の処分の制限)

第16条 交付対象者は、事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月30日を経過するまで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年12月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。